

新型コロナウイルス感染症経済対策（事業者の方への支援）

【資料①～③】

岩国市独自支援策

1. いわくに経営応援助成金

対象：飲食業・宿泊業、県からの休業要請に応じた遊興・遊技・運動
施設を営む事業者
助成額：10万円/事業者

2. 雇用安定補助金

対象：国の雇用調整助成金の事業主負担（業種は問わず）
助成額：2,000円/1人/1日あたり

3. 新型コロナウイルス対策融資保証料補給補助金

対象：県の制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」利用者
以下の要件の中小・小規模事業者
売上高等が前年同月比▲5～15%
助成額：信用保証料の1/2

岩国市新型コロナウイルス感染症対策

いわくに経営応援助成金

新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が急減するなど極めて大きな影響を受けている飲食、宿泊事業者などに対し、10万円を助成します。

対象事業者

飲食事業者、宿泊事業者、山口県からの休業要請に応じた遊興・遊技・運動施設のうち、次のすべての要件に該当する事業者

- (1) 令和2年5月1日(基準日)に市内で営業を行っていること(感染拡大防止のため一時的に休業している施設は対象)
- (2) 事業者の住所が岩国市内であること(個人事業主は住所が岩国市内、法人は本社、本店又は主たる事業所の所在地が岩国市内)
- (3) 市税の納付状況について、公簿等で確認することに同意すること
※市税の納付状況により、助成金を受けられない場合があります
- (4) 岩国市暴力団排除条例に規定する排除対象者でないこと

助成金額

- (1) 1事業者あたり10万円(定額)

申請方法 以下の書類を助成金担当窓口へ郵送にて提出

- (1) 助成金申請書
- (2) 振込先口座通帳の表紙と見開き1ページ目の写し
- (3) 営業許可証(飲食店・喫茶店・旅館業)の写し(令和2年5月1日時点で有効なもの)
- (4) 休業協力施設：休業要請に協力した事実を確認できる書類など

受付期間 令和2年5月18日(月)～令和2年6月30日(火) 消印有効

申請・問い合わせ先

岩国市産業振興部 いわくに経営応援助成金担当窓口

〒740-8639 岩国市今津町一丁目18-1 岩国商工会議所4階

電話：0827-24-8567 (9:00～16:00) 土日は除く

いわくに経営応援助成金
ホームページ QRコード



岩国市雇用安定補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者のみなさまが、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給を受けた場合に、その事業者負担分について岩国市独自の制度として、補助金を交付します。

◇補助金対象事業者

岩国市内に事業所を有する中小企業者(現に事業活動を行っていること)
雇用調整助成金等の支給決定を受けていること
※市税の納付状況により、補助金を受けられない場合があります。

(注意)雇用調整助成金等とは、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金

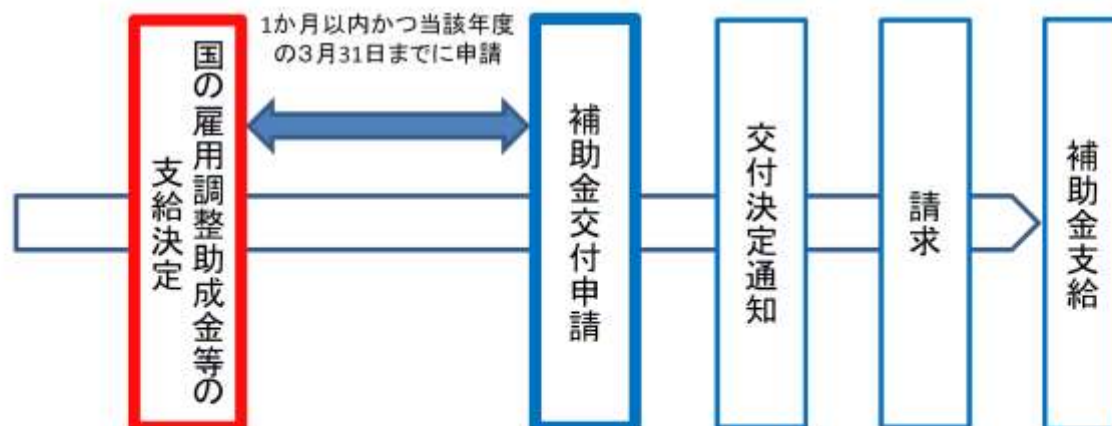
◇補助金の対象

市内の事業所に属する従業員を休業させた場合の休業手当

◇補助金の額

雇用調整助成金の基準賃金額等に休業延日数を乗じた額から、国の支給決定額を控除した額(上限額は、1人1日あたり2,000円)

◇申請の流れ



(1) 補助金交付申請

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金等の支給決定後、下記の書類を添えて申請してください。

- ①交付申請書(岩国市の様式)
- ②補助金算定書(岩国市の様式)
- ③雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ④雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
 - ・事業活動の状況に関する申出書
 - ・休業実施計画(変更)届 または 休業計画届
 - ・支給申請書
 - ・助成額算定書
 - ・休業・教育訓練実績一覧表 または 休業計画・実績一覧表
- ⑤相手方登録申請書

【注意事項】

申請において、国の雇用調整助成金等に関する書類③・④の写しが必要となりますので、書類の写しを大切に保管しておいてください。

■申請書類等は岩国市ホームページからダウンロードできます。

(2) 交付決定通知(市から通知します)

(3) 請求

(4) 補助金支給(市から指定口座に入金します)

《留意事項》

予算がなくなり次第、締め切る場合がありますのでご了承ください。

申請・問い合わせ

岩国市産業振興部商工振興課 労働政策班
【岩国市役所4階】 電話(0827)29-5110
〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号

国の雇用調整助成金等に関する内容・申請方法などは、ハローワーク岩国へお問い合わせください。住所:岩国市山手町一丁目1-21 電話0827-21-3281

新型コロナウイルス感染症緊急対策

山口県中小企業制度融資に係る

岩国市信用保証料補給補助金を新設

山口県中小企業制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」(以下の融資制度)を利用する中小・小規模事業者のうち、信用保証料の負担が生じる事業主に対し**保証料補給補助金**を交付します。(申請締め切り：令和3年3月1日)

1. 融資の対象・条件

補助対象融資名	山口県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」		
融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少し セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業の方		
資金使途	運転資金・設備資金	融資限度額	3,000万円
融資利率	5年以内 年1.2% (責任共有対象外：年1.0%) 5年超 年1.3% (責任共有対象外：年1.1%)		
保証料率	すべて保証付き 年0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%)		
融資期間	10年以内 (うち据置5年以内)	担保	無担保
取扱期間	令和2年5月1日 から 令和2年12月31日 ※令和2年12月31日までに保証申し込みを受けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする		

※山口県制度融資に関しては、山口県経営金融課金融支援班 (☎083-933-3188) にお問い合わせください。

2. 利子・保証料の減免について

事業規模	売上高等	前年同月比▲5%以上	前年同月比▲15%以上
個人事業主 (事業性のあるフリースタイル、小規模に限る)		●利子補給：当初3年間無利子	●保証料：全額補助
中小・小規模事業者 (上記を除く)		●利子補給なし ●保証料：半額補助	●利子補給：当初3年間無利子 ●保証料：全額補助

3. ご利用手続き

県内に支店のある金融機関にご相談ください。

セーフティネット保証等の申請も金融機関を通じて行うことができますので、併せてご相談ください。

この部分の保証料が実質無料化

4. 保証料補給補助金の申請について (裏面参照)

信用保証料補給補助金についての問い合わせ

岩国市産業振興部商工振興課 (電話 0827-29-5110)

【融資から補助申請までの流れ】

手続先	山口県中小企業制度融資 「新型コロナウイルス感染症対応資金」
金融機関	融資の相談
	↓
岩国市	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の申請 ※金融機関を通じて行うこともできます
	↓
金融機関	融資の申し込み
	↓
山口県信用保証協会	審査・保証決定
	↓
金融機関	融資実行・信用保証料支払（半額は県が負担）
	↓
岩国市	◎信用保証料補給補助金の申請【申請締め切り令和3年3月1日】 ⇒ 補助金交付決定及び補助金支払
	↓
金融機関	融資返済（据え置きの場合は利子の支払いのみ）

（注意）売上高等が前年同月比▲5%以上15%未満の「中小・小規模事業者」が対象となります。